ン　褥瘡ハイリスク患者ケア加算
イイ　ハイリスク妊娠管理加算
イロ　ハイリスク分娩等管理加算（ハイリスク分娩管理加算に限る。）（一般病棟又は精神病棟に限る。）
イハ　呼吸ケアチーム加算（一般病棟に限る。）
イニ　術後疼痛管理チーム加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）
イホ　地域支援・医薬品供給対応体制加算
イヘ　バイオ後続品使用体制加算
イト　病棟薬剤業務実施加算（１又は２に限る。）
イチ　データ提出加算
イリ　入退院支援加算（一般病棟は１のイ、２のイ又は３に限り、結核病棟は１のハ又は２のロに限る。）
イヌ　精神科入退院支援加算（精神病棟に限る。）
イル　医療的ケア児（者）入院前支援加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）
イヲ　認知症ケア加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）
イワ　せん妄ハイリスク患者ケア加算（一般病棟に限る。）
イカ　精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）
イヨ　精神科急性期医師配置加算（精神病棟に限る。）
イタ　薬剤総合評価調整加算
イレ　排尿自立支援加算
イソ　地域医療体制確保加算（７対１入院基本料、10対１入院基本料又は13対１入院基本料（精神病棟看護・多職種協働加算を算定する場合に限る。）を算定するものに限る。）
イツ　協力対象施設入所者入院加算
イネ　医療提供機能連携確保加算（一般病棟に限る。）

９　当該病棟（一般病棟に限る。）のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院するものについては、注１から注８までの規定にかかわらず、区分番号Ａ１０１に掲げる療養病棟入院料１の例により算定する。

10　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者に対して、管理栄養士が必要な栄養管理を行った場合には、入院栄養管理体制加算として、入院初日及び退院時にそれぞれ１回に限り、270点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号Ａ２３３に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算、区分番号Ａ２３３－２に掲げる栄養サポートチーム加算及び区分番号Ｂ００１の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

11　１のハの⑶若しくは⑷、２のハの⑶若しくは⑷又は３のハの⑶若しくは⑷において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院Ａ13対１入院基本料の場合）　356点
ロ　精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院Ａ15対１入院基本料の場合）　91点
ハ　精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院Ｂ13対１入院基本料の場合）　357点
ニ　精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院Ｂ15対１入院基本料の場合）　92点
ホ　精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院Ｃ13対１入院基本料の場合）　355点
ヘ　精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院Ｃ15対１入院基本料の場合）　90点

Ａ１０５　専門病院入院基本料（１日につき）

１　７対１入院基本料　1,904点
２　10対１入院基本料　1,552点
３　13対１入院基本料　1,300点

注１　専門病院（主として悪性腫瘍、循環器疾患等の患者を入院させる保険医療機関であって高度かつ専門的な医療を行っているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。）の一般病棟であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第７号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。

２　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　14日以内の期間　512点
ロ　15日以上30日以内の期間　207点

３　当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　看護必要度加算１　55点
ロ　看護必要度加算２　45点
ハ　看護必要度加算３　25点

４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、１日につき５点を所定点数に加算する。

５　退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

６　入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

７　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ　臨床研修病院入院診療加算
ロ　救急医療管理加算
ハ　超急性期脳卒中加算
ニ　妊産婦緊急搬送入院加算
ホ　在宅患者緊急入院診療加算
ヘ　診療録管理体制加算
ト　医師事務作業補助体制加算
チ　急性期看護補助体制加算
リ　看護職員夜間配置加算
ヌ　電子的診療情報連携体制整備加算
ル　乳幼児加算・幼児加算
ヲ　特定感染症入院医療管理加算
ワ　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
カ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ヨ　看護補助加算
タ　地域加算